工事作業と安全対策

~申請・届出の方法~

- 1 山口県の港則法適用港
- 2 許可申請・届出を必要とする海域
- 3 許可申請・届出はなぜ必要?
- 4 申請者?届出者?
- 5 工事?作業?
- 6 海域で工事・作業を実施する場合のチェックフロー
- 7 許可申請・届出までの一般的な流れ
- 8 港則法上の許可申請・変更手続き
- 9 海上交通安全法上の届出・変更手続き
- 10 審査のポイント
- 11 警戒船の必要性と運用方法

(参考) 港域図

工事作業区域設定例

警戒船の配備隻数(算定式)

徳山海上保安部

交 通 課 0834-31-0112

下 松 分 室 0833-41-3022

三田尻中関分室 0835-23-9898

3【許可申請、届出はなぜ必要?】

「規制」は船舶交通の安全を図るための措置です。

限られた水域で船舶交通の密度が高い 多種多様な船舶が頻繁に往来する etc



港則法・海上交通安全法

【港則法】

第1条(目的)

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

第31条第1項

特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

「特定港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入又は在港船舶に影響を及 ぼしうる範囲を指します。(次ページ参照)

第37条の3(準用規定)【抜粋】

第10条、・・・第31条・・・の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。

【海上交通安全法】

第1条第1項(目的)

この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶 交通の安全を図ることを目的とする。

第31条第1項【要約】

海上交通安全法適用海域(<mark>航路</mark>及びその周辺海域を除く。)において工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者は、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

「航路」とは、同法第2条第1項に定める航路をいいます。(徳山海上保安部管内には、航路はありません。

同第4項【要約】

国の機関又は地方公共団体は、届出の例によりその旨を通知しなければならない。

法・施行規則の定めにより、工事又は作業を実施する海域を管轄する海上保安部長を経由して管区海上保安本部長に届け出ることとなっています。

(注)実施海域が上記の適用を受ける海域であるか否かについては、海図により確認もしくは徳山海 上保安部等にお問い合わせ下さい。

4【申請者? 届出者?】

工事・作業を行ううえで指揮監督の権限を有する者か否か

⇒ 施工計画者 (行政、企業 etc) 発注者 ■

か 他上計画者(行以、近集 etc) 先注者 _ 権限を委任

⇒ 請負契約締結 ⇒ 受注者

施工計画者が直接工事・作業を行う(指揮監督の権限を負う)場合は、当該施工計画者が 申請者となります。

5【工事? 作業?】

将来に痕跡を残すか否か

岸壁、防波堤築造 など ⇒ エ 事

深浅測量、磁気探査 など ⇒ 作 業

定置網、潮流観測機器等の設置は、設置期間が限定されているため、作業に該当します。

(注)物件設置は、港湾法、漁港漁場整備法等に基づく水域占用許可が必要となる場合があります。

【一口メモ】次のような工事・作業は、許可申請・届出の必要はありません。

灯浮標の電球交換:維持管理上必要とする行為

桟橋上の配管補修(作業船を使用する場合を除く): 船舶交通のない場所での行為

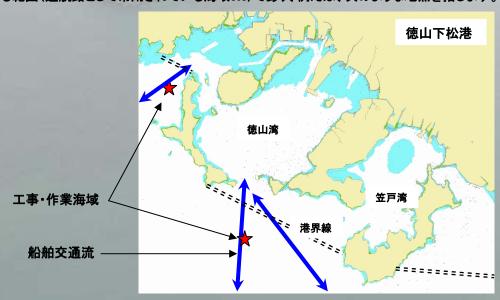
干潮時にのみ行う測量: 同上

流出油対策として講ずるオイルフェンスの展張 : 防災上必要とする行為 など

実施する工事・作業について許可申請・届出が必要か否か不明の場合は、お問い合わせ下さい。

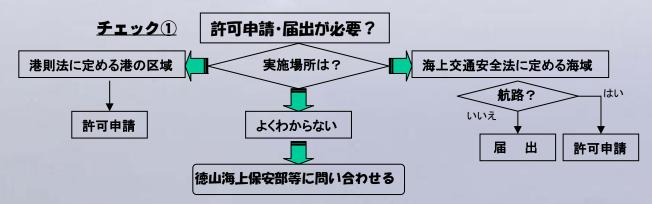
許可申請が必要とされる「港の境界附近」とは?

港界線からの距離は問わず、工事・作業実施海域が当該港における船舶の出入又は在港船舶に影響を及ぼしうる範囲(通航路として常用されている海域etc)であり、例えば、次のような地点を指します。



工事・作業を実施しようとする海域が「港の境界附近」に該当せず、かつ当該実施海域が海上交通安全法適 用海域であれば、同法の規定による届出が必要となる場合がありますので、早めにお問い合わせ下さい。

6 【海域で工事・作業を実施する場合のチェックフロー】



- (注1) 許可申請・届出の不要な工事・作業があります。
- (注2) 上記以外の海域においても、実態把握、事故発生時の即応体制等に配慮する必要があることから、工事作業の種類、場所、期間等について連絡いただくことがあります。

チェック②

船舶交通に影響軽微な施工方法・安全対策は?



当該実施海域における航行環境に応じて検討する必要があります。

徳山海上保安部等に相談する(協議する)

チェック(3)

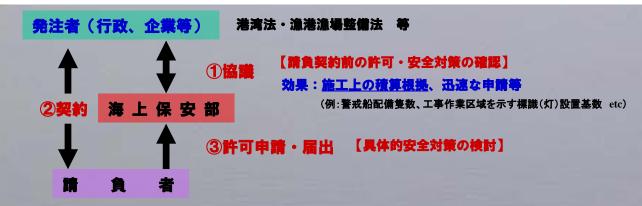
許可申請・届出の方法?



手引きを参考に作成して下さい。 なお、ご不明な点あれば、お問い合わせ下さい。

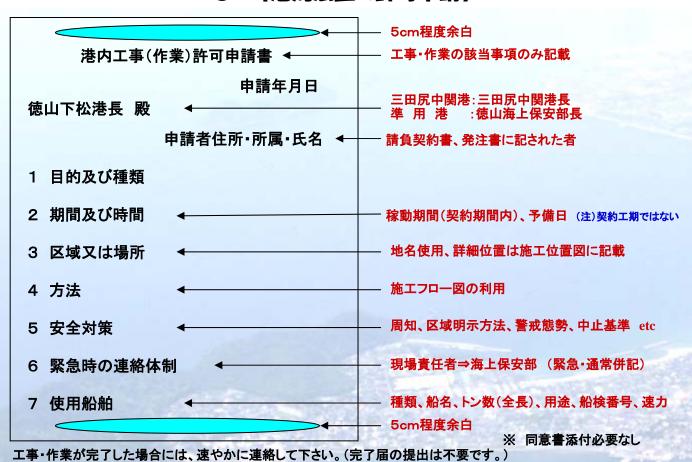
- (注) 原則として、工事・作業着手日の30日前までに、許可申請・届出して下さい。
 - ・・・・遅延すると、審査に要する期間、一般船舶に対する周知期間等に支障が生ずるおそれがあります。 なお、災害復旧工事、応急修理等緊急を要する工事・作業を実施しようとする場合は、許可申請・届出 を行う前の早い時期に、まず連絡して下さい。

7 【許可申請・届出までの一般的な流れ】



(注) 特に、大規模な工事・作業を行うにあたっては、あらかじめ海難防止団体等による航行安全対策の検討などが必要となる場合があります。

8 【港則法上の許可申請】



変更手続き

港内工事(作業)許可内容変更許可申請書

1 目的及び種類 ◆ 当初の許可申請書記載内容
2 許可年月日及び許可番号 ◆ 例: 平成19年11月8日第250号
3 変更内容 ◆ 例: 工期延長
4 変更理由 (旧)19.11.8~19.12.10
5 その他 ◆ 新たに講ずる安全対策等 (新)19.11.8~19.12.20

- (注1) 必ず当初許可された期間内に行って下さい。
- (注2) 作業区域の拡大、施工方法の変更等については、改めて審査の必要がある場合があります。変更の可能性があると認められた時点で、徳山海上保安部等にお問い合わせ下さい。
- (注3) 使用船舶の変更は、区域の拡大に至らない限りは届出で差し支えありません。
- ※1 申請書は日本工業規格A4版で作成して下さい。ただし、位置図、施工要領図等A3版の使用が適当と思料される添付書類を除きます。

なお、位置図は、できる限り海図を複製して作成して下さい。(作成分を航行の用に供してはいけません。)

※2 提出部数は1通

9 【海上交通安全法上の届出】

工事・作業・工作物設置 届出書

届出年月日

徳山海上保安部長経由 第六管区海上保安本部長 殿

届出者住所·所属·氏名

次のとおり工事・作業・工作物設置をしたいので、海上交通安全法第31条の規定により関係書類を添付して届出します。

(注)「工事・作業・工作物設置」は、該当するもののみを記します。

- 1 種類
- 2 目的
- 3 区域又は場所
- 4 期間及び時間
- 5 方法

「工作物」とは、埋立、海底電線の敷設、潮流観測用機器等恒久的・継続的に設置される物件をいい、工事作業の実施に伴う台船の係留、工事区域を示す標識灯の設置等は含まれません。

「工作物設置」については、設置後にあって、当該物件が船舶交通へ支障を及ぼすこととならないかを審査することとなります。

- 6 船舶交通の妨害及び危険予防措置
- 7 使用船舶(警戒船等を含む)の概要
- 8 責任者の氏名及び住所
- 9 工作物の概要

変更手続き

工事 ・ 作業 ・ 工作物設置 変更届出書 次のとおり変更したいので、関係書類を添付して届出します。

- 1 種類
- 2 目的

届出にあたっての注意点並びに記載要領については、「申請方法」に準じます。

- 3 届出年月日
- 4 変更内容
- 5 変更理由
- 6 船舶交通の妨害及び危険予防措置
- 7 使用船舶(警戒船等を含む)の概要
- ※1 申請書は日本工業規格A4版で作成して下さい。ただし、位置図、施工要領図等A3版の使用が適当と思料される添付書類を除きます。

なお、位置図は、できる限り海図を複製して作成して下さい。(作成分を航行の用に供してはいけません。)

※2 提出部数は2通

10 【審査のポイント】

【施工方法・作業方法】

一般船舶(工事・作業に従事する船舶以外の船舶をいいます。)の可航水域が最大限に確保されているか。(工事・作業の安全性・効率性とのバランスを考えます。)

【安全対策】

関係者への事前周知・協力要請がなされているか。

⇒ 航行困難な海域をあらかじめ知らせるために有効です。

必要とされる工事作業区域が適切に設定されているか。

⇒ 危険区域(工事作業区域)と安全区域(一般船舶の航行可能区域)の境界を示します。

警戒態勢は適切か。

⇒ 見張員(専従警戒要員)の配置、警戒船の配備により、一般船舶が安心して付近海域を 航行することができる一方、施工従事者が工事作業に専念できます。

【一口メモ】~施工方法と安全対策の関係~

交通環境に照らした場合の施工方法と安全対策は、次のような関係で示されます。

施工方法難易度高(船舶交通のふくそうする航路での浚渫など)

- ⇒ 安全対策大(ポスタ-等を活用した水域利用者への周知、可航水域の明示、警戒船の配備 など) 施工方法難易度低(船舶交通の閑散な水域での深浅測量など)
 - ⇒ 安全対策小 (測量船への見張員の配置 (接近船舶との衝突防止体制を確立))

工事作業区域を設定する場合の留意点

- ① 区域設定の必要性を検討する。
 - ⇒ 深浅測量、磁気探査等移動しながら実施する作業は、原則として区域設定が不要です。
- ② 区域の範囲を決定する。
 - ⇒ 作業船の稼動範囲を含めます。(狭隘な海域では、当該海域を航行することが予想される 最大船舶に支障がない水深まで区域を狭める必要のある場合があります。)
- ③ 区域の形状を検討する。
 - ⇒ 付近海域を航行する一般船舶の通航路に沿った直線形状とします。
- 4 区域を示す標識(灯)を適切に選定する。
 - ⇒ 付近海域を航行する一般船舶が視認しやすいような水面高、灯質、光達距離等とします。 また、航行環境に応じ、区域法線(直線)を3基以上で示すこと、同期点滅方式を採用することが必要となります。

【一口メモ】~区域の表示~

一般船舶に工事作業区域を知らしめるには、海図に記載しやすい(認識しやすい)よう、次のように区域表示をすることに心がける必要があります。ただし、該当する海図が存在しない場合を除きます。

方位:30分単位

距離:最大縮尺海図の距離尺 (m) 1目盛りの半分 (1目盛り100mならば50m)

(緯度・経度表示の場合は1目盛りが妥当です。・・・例:北緯34度1分12秒東経131度46分54秒)

11【警戒船の必要性と運用方法】

【警戒船の配備が必要な工事作業】

- ① 告示又は公示による交通制限を伴う工事・作業
- ② 航路、航路周辺海域等の船舶交通が特にふくそうする海域で行われる工事・作業 (航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く。)
- ③ 爆破作業、潜水作業等危険度の特に高い工事・作業
- 4 その他必要と認められる工事・作業

「告示」:海上交通安全法第26条「公示」:港則法第37条

警戒船の隻数は、警戒船の速力、実施海域の航行環境等を考慮して決定されます。早い時期にご相談下さい。

【一口メモ】~交通制限~

施工者が講ずる安全対策のみでは十分な安全が図れないと思料される場合、重要な公共工事で円滑に工 事を進捗させる必要がある場合などにあって、船舶交通の安全のため、海上保安庁が一般船舶に課す規制 をいいます。

- ※1 ①~③の工事・作業(④は工事・作業を実施する海域の交通環境に応じ、以下同じ)に対する警戒業務を行う場 合の警戒業務管理者(警戒業務を指揮する者)は、次に掲げる経験及び能力を有すること、又はそれと同等以上 の経験及び能力を有すると認められることが必要です。
 - イ 警戒船船長もしくは専従警戒要員の経験を有すること、又は船舶の運航管理業務に1年以上従事していること。
 - ロ 海上保安庁が指定する警戒業務管理に関する講習を受けていること。
- ※2 ①~③の工事·作業に対する警戒業務を行う場合の専従警戒要員(警戒船に乗り組み警戒業務に従事する者) は、次に掲げる能力を有すること、又はそれと同等以上の経験及び能力を有すると認められることが必要です。
 - イ 警戒船において警戒業務に20日間以上従事していること。
 - ロ 海上保安庁が指定する警戒業務に関する講習を受けていること。

警戒業務・管理に関する講習については、社団法人瀬戸内海海上安全協会(広島市南区 082-261-9771)にお問い合わせ下さい。

【警戒船の運用】 ~的確な運用は、作業船舶・一般船舶にとって安心材料です。~

堪航性

作業中止基準に耐えうる船体構造

要 件

連絡体制

現場責任者、一般船舶等との連絡 手段の保持

警戒体制

適切な見張りの励行(専従警戒要 員の配置)

谏 力

一般船舶への注意喚起、作業船の 誘導などが可能な速力

警戒船は次に掲げるような業務を行います。

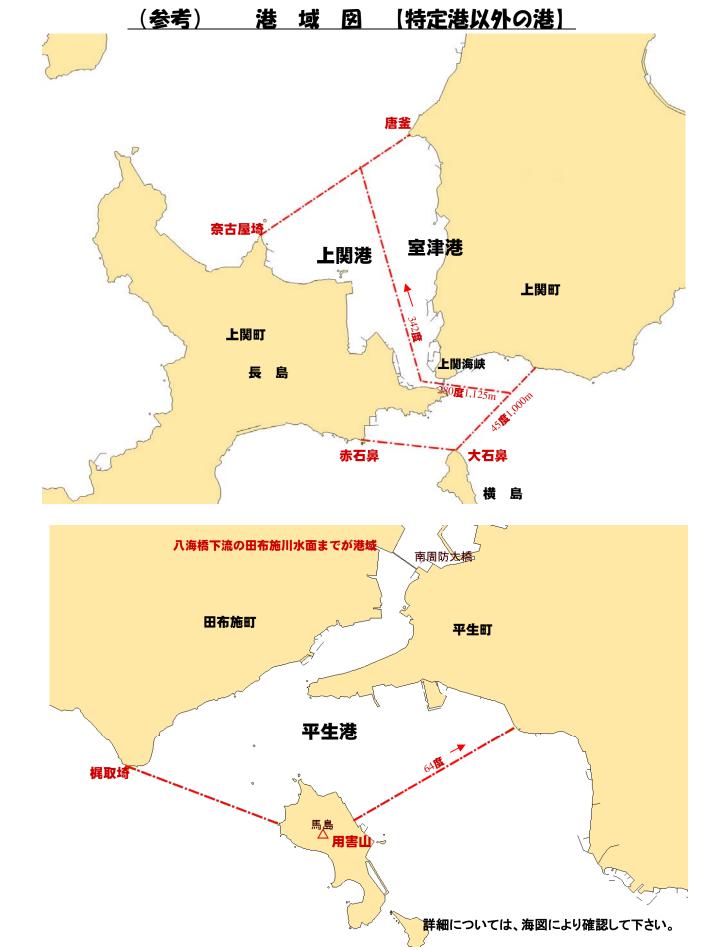
- ① 一般船舶に対する工事・作業、交通制限に関する情報提供
- ② 異常接近する船舶に対する監視・注意喚起
- ③ 作業船等の誘導・避航の指示
- ④ 漁船の操業状況、船舶の通航状況等の情報提供
- ⑤ 工事作業区域を示す灯浮標等の監視
- ⑥ 事故等を認知した場合の応急措置・関係者への速報



戒 船

- ※ 警戒船は、作業船舶・一般船舶と識別可能な横断幕又は表示板を装備しなければなりません。
 - ⇒ 表示板等は周囲から視認可能な大きさ・色である必要があります。 月立つことが重要!!

(参考) 港 【特定港】 域図) Lilly 周南市 徳山海上保安部 九山埼 徳山下松港 下松市 大津島 徳山海上保安部下松分室 光市 島田川 周防野島 92**度**10,900m 徳山海上保安部三田尻中関分室 防府市 三田尻地区 三田尻中関港築地東防波堤南灯台 三田尻中関港 **径**1,100m 中関灯台 向 島 ☆中関地区 半径900m



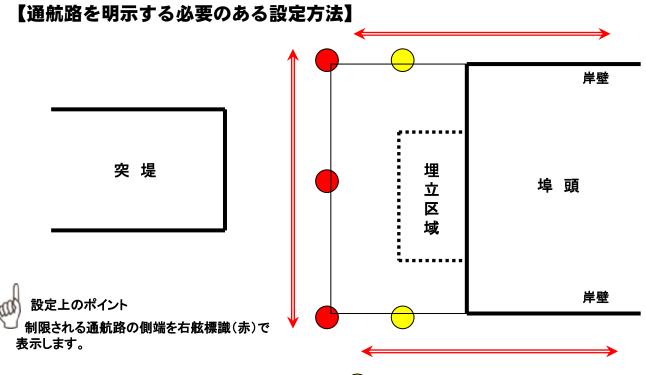
(参考) 【特定港以外の港】 港域 字 光 市 室積港 赤岩 象鼻ケ岬 赤埼 幸埼干拓地 山口市 南西端 東北端 阿知須干拓地 0 山口港 秋穂港

78**E**2,800m

詳細については、海図により確認して下さい。

岩屋ノ鼻

(参考) 工事作業区域設定例 (埋立工事を想定) 船舶交通流 標識(灯) 岸壁 埠頭 埋立区域 岸壁 設定上のポイント 離着岸船舶の操船に支障を及ぼさないよう に留意する必要があります。

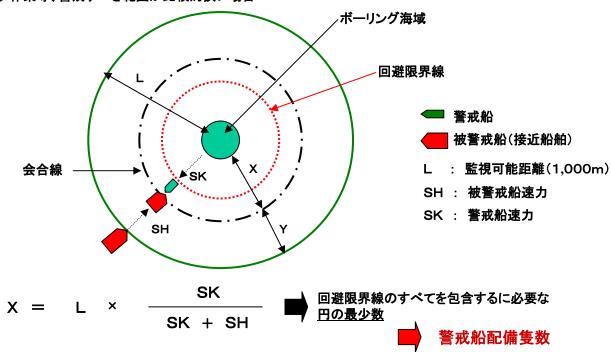


(注) 図中の標識(灯)は、航路標識法により定められたものです。 は同法上「特殊標識」と呼ばれ、複数基で囲まれた区域あるいはその地点が危険であることを示し、また、 は「右舷標識」と呼ばれ、水源(港内であれば奥が該当)に向かって標識の右側が危険である(左側が安全である)ことを示します。

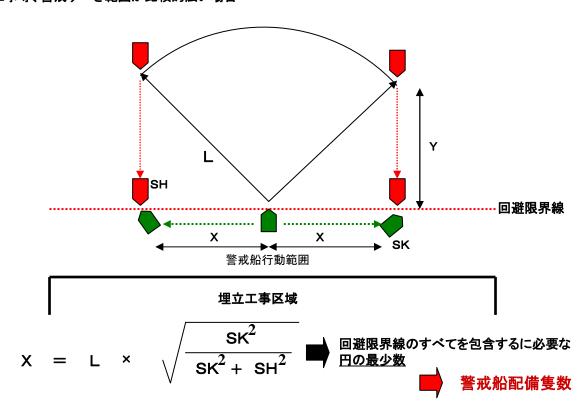
参考) 警戒船の配備隻数(算定式)

警戒船は、付近航行船舶が工事作業区域に異常接近するおそれがあるとき、当該船舶が回避限界線に到着するまでの間に異常接近を回避できるよう、警戒船が当該船舶に対し注意を喚起するための隻数を配備する必要がありますが、 一般的には次のような関係式で求められます。(航行環境を勘案し、隻数増減の可能性があります。)

A ボーリング作業等、警戒すべき範囲が比較的狭い場合



B 埋立工事等、警戒すべき範囲が比較的広い場合

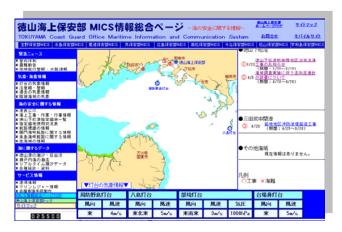


「回避限界線」とは、付近海域を航行する最大船舶の<u>旋回縦距</u>をいいます。(船型によりますが、概ね船長×5となります。)

徳山海上保安部MICSホームページのご案内

徳山海上保安部では、海に関する様々な情報(気象・工事情報など)を、インターネット・ホームページ、携帯電話、一般電話を通じてリアルタイムに提供しています。

MICS(ミックス) Maritime Information and Communication System: 沿岸域情報提供システム MICSは、プレジャーボート、漁船などの船舶運航者や磯釣り、マリンスポーツなどのマリンレジャー愛好者の方々などに対して、海上保安部からリアルタイムに「海の安全に関する情報」を提供するシステムです。地域に密着した情報を、インターネット、携帯電話、一般電話を通じてリアルタイムに提供しています。



インターネット・ホームページ画面

徳山海上保安部 1. 緊急ニュース 現在ありません。 2. 気象・海象情報 3. 海の安全情報 4. 潮汐日出没情報 5. その他の情報 6. 音声による気象情報 7. リンク 8. 保安部への連絡 沿岸域情報提供システム (MICS)

携帯電話用画面

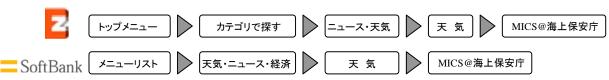
携帯電話からのご利用案内

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokuyama/m/

カメラ村携帯用QRコード 国際・記事国 である。 ファイン・ロード ファイン・ロード ファイン・ロード ファイン・ロード

上のアドレスは、すべての携帯電話で、ご利用頂けます。

au·vodafoneをご利用の方は、こちらのメニューサイトからも利用頂けます。



〇 パソコンからのご利用案内

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokuyama/



検索サイト 「徳山海上保安部」と検索

〇 テレホンサービスでのご利用案内

0834 - 27 - 5177

周防野島灯台(防府市)ほか3箇所で、30分毎に観測した気象データを入手できます。